髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 月

 高
 知
 市
 丸
 ノ
 内

 一
 丁
 目
 2
 0

 年
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則	~	ージ
◎計量器の検定、検査等に関する規則の-	一部を改正する	
規則		1
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興	こ関する基本条	
例施行規則の一部を改正する規則		3
◎高知県会計規則の一部を改正する規則		5
告 示		
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑		
な帰国の促進並びに永住帰国した中国		
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支		
援に関する法律による指定医療機関の		
名称の変更の届出	(福祉指導課)	5
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命		
令	(畜産振興課)	5
○保安林の指定施業要件の変更予定の通		
知(12件)	(治山林道課)	5
○地籍調査の事業計画の一部変更	(用地対策課)	7
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
高知県公営企業局告示		
○平成30年度から平成32年度までに高知!	県公営企業局が	
発注する物品の購入又はサービスの契約	約に係る一般競	
争入札又は指名競争入札の参加者の資格	各	7
○平成30年度から平成32年度までに高知!	県公営企業局が	
委託する庁舎等の清掃、警備又は設備		
の契約に係る指名競争入札の参加者の	資格	8
○平成30年度から平成32年度までに高知!		
委託する庁舎等の清掃業務の特定調達	契約に係る一般	
競争入札又は指名競争入札の参加者の	資格	8
高知県選挙管理委員会告示		
◎告示(公職選挙法の規定による個人演詞	説会等を開催で	
きる施設) の一部改正	〈2・20掲示〉	8
○政治団体の設立の届出		9
○政治団体の届出事項の異動の届出		9
○政治団体の解散の届出		9
○資金管理団体の指定の届出		9
高知県人事委員会規則		

- ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則則
- ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則

落札公告

○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)

+B BI

計量器の検定、検査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

10

10

11

11

高知県規則第6号

計量器の検定、検査等に関する規則の一部を改正する規 III

計量器の検定、検査等に関する規則(昭和30年高知県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第7条中「に掲げるとおり」を削る。 別記様式を次のように改める。

_

別記様式(第7条関係)

(3部複写) No.

受付	第号	特定	計量器定	期検	查受検伝	票兼現金	途領収 記	E書				市町村
	年	F度		款	使用料及	及び手数	(料	項	手数米	}		
	一般会	会計		目	商工手数	数料		節	計量器	B検査等	手数料	
業種	鮮魚 農業	情青曜	住所(自 る事務所 所在地)									
	市 そのf ()	世	氏 名 (称)	名								
					目量又にの1以上					は感量が	ド1万分	型式 又は
区分	種類		ひょう量	到	1個当 たりの 手数料	個数	手数 の額	14	1個当 たりの 手数料	個数	手数料 の額	能力
デジ タル	電気式はか	かり	100kg以	F	円	個	ŀ	Э	円	個	円	
表示 機構	を除く。)		250kg以 ⁻	F								
のは かり			500kg以 ⁻	F								
アナログ	手動天びん	ν	100kg以	F								
指示 機構	等比皿手動かり	動は	100kg以 ⁻	F								
のは かり	棒はかり		_									
	その他の ³ はかり(I	Ⅲ手	100kg以	F								
	動はかり 比皿手動! り を		250kg以 ⁻	F								
	く。)、 はかり(さお 棒は	500kg以 ⁻	F								
	か り を 除 く。)、懸垂 式はかり及び	睡憩										
	台手動にり)											
	ばね式指えかり(直絡	線目	100kg以	F								
	盛 り をく。)	除	250kg以 ⁻	F								

1	1			r			
		500kg以下					
	ばね式指示は かり(直線目 盛り)	_					
	手動指示併用はかり	100kg以下					
	その他の指示 はかり	100kg以下					
おも り類	分銅						
	定量おもり						
	定量増おもり						
	合	計	1		2		
j	総 計 ((1)+(2)	総受検 個数	個	手数料 の総額	円	

円

上のとおり領収しました。 ただし、特定計量器定期検査手数料として

> 年 月 日 高知県計量検定所 現金取扱員

	附 則 この規則は、公布の日から施行する。
第10016号	
彜	
\langle 4	
些	
母	
哐	
(水曜日)	

Ш

町

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。 平成30年2月27日 高知県知事 尾﨑 正直 高知県規則第7号 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(平成13年高知県規則第16号) の一部を次のように改正する。 第16条第3号に次のように加える。 カ 太陽光発電施設その他これに類するもの 第22条第2項の表中「当該行為の施工」を「当該行為」に改め、同条第3項の表中「建ペい率」 を「建蔽率」に、 「(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあって は、当該行為の完了後に当該行為地に緑地 を配置すること。 「(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあって は、当該行為の完了後に当該行為地に緑地 を配置すること。 (5) 第16条第3号カに掲げる工作物であっ て、行為地が主要な眺望場所から見えるも のにあっては、行為地の出入口を限定し、 当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の 景観と調和するよう植栽又は木柵等により 遮蔽措置を講ずること。 に、「安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。」を「遮蔽措置を講ずること。この場合 において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場 合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。」に改める。 第28条第2項の表中「当該行為の施工」を「当該行為」に改め、同条第3項の表中 「(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあって は、当該行為の完了後に当該行為地に緑地 を配置すること。 「(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあって は、当該行為の完了後に当該行為地に緑地 を配置すること。 (4) 第16条第3号カに掲げる工作物であっ て、行為地が主要な眺望場所から見えるも のにあっては、行為地の出入口を限定し、 当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の 景観と調和するよう植栽又は木柵等により

に、「安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。」を「遮蔽措置を講ずること。この場合

遮蔽措置を講ずること。

账

において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場 合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。」に改める。 別表第2の表1の項中 「7 設計計算書及び構造図(沈砂池を設置 する場合に限る。) 8 土地登記事項証明書 9 不動産登記法(平成16年法律第123 号)第14条に規定する地図の写し 「7 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以 上。遮蔽を要する場合に限る。) 8 設計計算書及び構造図 (沈砂池を設置 する場合に限る。) 9 土地登記事項証明書 10 不動産登記法 (平成16年法律第123 号) 第14条に規定する地図の写し に改め、同表2の項中 「7 跡地の整理に関する計画書(撤去の場 合に限る。) 8 土地登記事項証明書 9 不動産登記法第14条に規定する地図の 写し 「7 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以 上。遮蔽を要する場合に限る。) 8 跡地の整理に関する計画書(撤去の場 合に限る。) 9 土地登記事項証明書 10 不動産登記法第14条に規定する地図の 写し に改め、同表8の項中 「6 十地登記事項証明書

7 不動産登記法第14条に規定する地図の

写し

「6 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以

上。遮蔽を要する場合に限る。)

7 土地登記事項証明書

8 不動産登記法第14条に規定する地図の

写し

に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

- 「7 沈砂池を設置する場合は、設計計算書及び構造図
- 8 土地登記事項証明書及び公図(行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。)

を

- 「7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図 (1/100以上)
- 8 沈砂池を設置する場合は、設計計算書及び構造図
- 9 土地登記事項証明書及び公図(行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。)」に改める。

別記第4号様式中

- 「7 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書
- 8 土地登記事項証明書及び公図 (行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。) 」

な

- 「7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図(1/100以上)
- 8 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書
- 9 土地登記事項証明書及び公図(行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。)」に改める。

別記第10号様式中

「6 土地登記事項証明書及び公図(行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。)」

オ

- 「6 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図 (1/100以上)
- 7 土地登記事項証明書及び公図(行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の規定は、この規則の施行後にされる高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)第13条第1項及び第14条第1項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

₹

······

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第8号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「会計管理者」を「会計管理者(出先機関にあっては、当該出先機関の出納員。次項において同じ。)」に改める。

第62条に次の2号を加える。

- (3) 検査、検定、試験、登録等を受けるために要する経費
- (4) 電気通信回線を通じて契約の履行を受けるものに要する 経費(前金で支払をしなければ契約しがたいものに限る。)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第118号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	有限会社くろし お薬局十市店	南国市緑ヶ丘二丁目 1714	平成29年11 月 1 日
変更後	くろしお薬局十 市店		

高知県告示第119号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の目的

監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため

- 2 実施の内容
- (1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその 死体の種類及び 範囲	実施の期日	検査の方法
ョーネ病	県内 一円	1供す焼しるさ牛2に供飼るは1供すがはりでりと </td <td></td> <td>令第35号) 別表第1に 規定する検</td>		令第35号) 別表第1に 規定する検
伝達性海 綿状脳症		月齢又は推定月 齢が満48月以上 で死亡した牛の 死体		n
腐蛆病		知事が検査が必 要であると認め る蜜蜂		 通常行う方 法
その他の 監視伝染 病		知事が検査が必 要であると認め る家畜		n

(2) 発生の予察

疾病名	実施する	実施の対象となる家畜又はその 死体の種類及び	実施の期日	検査の方法
-----	------	---------------------------	-------	-------

	区域	範囲		
ア病チンアイ染イ病 牛高鳥ルバ ウックス ラ 行原ンン でがられる ラ で	県内一円	牛、水牛、灰・山 かん ・	平月31日間、る育る轄保長る日本に対象・でおり、日本のでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、ま	通常行う方 法 " " "

高知県告示第120号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年6月農林水産省告示第1331号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第121号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年6月農林水産省告示第1391号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに南国市役所及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第122号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和59年10月農林水産省告示第2095号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第123号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和60年2月農林水産省告示第317号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課並びに香美市役所及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第124号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年4月農林水産省告示第563号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第125号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年5月農林水産省告示第661号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第126号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年5月農林水産省告示第751号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第127号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年1月農林水産省告示第126号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第128号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和61年3月農林水産省告示第377号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第129号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第380号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び南国市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第130号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第381号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第131号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年7月農林水産省告示第1167号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第132号

平成29年10月高知県告示第695号(地籍調査の事業計画の一部変更)で一部変更した、同年5月高知県告示第447号(地籍調査の事業計画の定め)で告示した平成29年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う 者の名称	調査地域	調査期間
変更前	四万十市	四万十市名鹿、古津賀、横 瀬及び双海の各一部	平成29年 度中
変更後		四万十市名鹿、古津賀、横 瀬、双海、岩田、中村及び 勝間の各一部	

変更前	四万十町	高岡郡四万十町南川口、天 ノ川及び寺野の各一部	"
変更後		高岡郡四万十町南川口、天 ノ川、寺野及び檜生原の各 一部	

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成30年2月27日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成29年12月20日 29高都計第529号	南国市大埇字築田甲 352番 2	南国市下野田536番地中川 有高知市一宮東町三丁目5番28号倉岡 登美
平成29年12月20日 29高都計第549号	南国市上末松字久保 田768番 4 ほか	高知市薊野北町四 丁目6番14-5号 シャーメゾンア ルファ102 坂本 泰隆

公営企業局告示

五百正未向日

高知県公営企業局告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に高知県公営企業局が発注する物品の購入(製造を含む。)又はサービス(清掃、警備及び設備保守管理を除く。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成30年2月27日

高知県公営企業局長 井奥 和男

平成29年9月高知県告示第657号(平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競

争入札又は指名競争入札の参加者の資格等)により競争入札参加 資格者登録名簿への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理の業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成30年2月27日

高知県公営企業局長 井奥 和男

平成29年9月高知県告示第654号(平成30年度から平成32年度 までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争 入札の参加者の資格等)により指名競争入札参加資格者登録名簿 への登録を決定された者

高知県公営企業局告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項 及び第167条の11第2項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成30年2月27日

高知県公営企業局長 井奥 和男

平成29年9月高知県告示第655号(平成30年度から平成32年度 までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般 競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等)により競争入札参 加資格者登録名簿への登録を決定された者

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第7号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

平成30年2月20日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

'	香美市	開発センター物部	香美市物部町大栃1390番地	n .
			1	

を

١	n .	山南防災コミュニティ センター	香南市香我美町下分1792番 地 1	平成30年2月20日
	香美市	開発センター物部	香美市物部町大栃1390番地 1	平成18年9月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月27日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者名	番の氏	会計員の氏名	責任者 呂	主たる事務所の所在地	届出 年月 日
土居りえ後 援会	土居	りえ	土居	一徳	香南市香我美 町山北762- 8	平30 • 1 • 4
宮城正樹後援会	宮城	正美	宮城	正樹	香南市野市町 西野259-8	平30 • 1 • 5
はまぐち涼子後援会	濱口	正名	濱口	節子	香南市夜須町 手結山360	平30 • 1 • 9
木村わたる 後援会	岡林	俊司	森田	幸江	高知市朝倉己 771-9	平30 • 1 • 10
樽本冨佐子 後援会	森本	美智	吉村	寿美	香南市野市町 西野568	平30 • 1 • 12
山下幸子後 援会	山下	幸子	山下	裕	四万十市具同 3253 メゾン 春木103	平30 • 1 • 12

高知県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月27日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

	区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
	旧	自由民主党高知 県林業支部 (山下 政司)	異動なし	異動なし	異動なし	平30 • 1 • 9
3	新	自由民主党高知 県林業土木支部 (山下 政司)				

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

岡部 浩 異動なし 平25 典 ・4 ・1
西森一誠
異動なし 高知市神 平30 田1405 ・ 1 ・ 4
高知市神 田1023- 7 本田 マンショ ン101
北澤 保 異動なし 平30
大西 正 10
山崎 節 異動なし 平30 郎 ・1
松岡友子

旧	西内はる	がみ後援	異動なし	異動なし	香南市夜	平30 • 1
	(中山	勝道)			771番地	• 22
新	_				香南市夜	
					296番地	

高知県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月27日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信 その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
田野町と共に歩む会	藤田 讓	平29·12·31
興林懇話会	山下 政司	平29 · 12 · 31
徳弘初男後援会	神谷 元秀	平29・12・28
田中全後援会	横山 金吉	平29・12・25
矢野川信一後援会	山崎 集司	平29・12・31
みんなの力の会	明神 三幸	平30・1・20

高知県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月27日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

資金管理団体 の届出をした 者(代表者) の氏名	公職の 種類	名称	主たる事務所の所在地	指定 年月 日
土居 りえ	香南市	土居りえ後援	香南市香我美	平30

6

	議会議員	会	町山北762- 8	• 1 • 2
山下 幸子	四万十 市議会 議員	山下幸子後援 会	四万十市具同 3253 メゾン 春木103	平30 • 1 • 11

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成30年2月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会 規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「へき地 手当」を「へき地手当(公立学校職員の条例第15条の2に規定す るへき地手当に準ずる手当を含む。)」に改め、同号を同項第4 号とし、同項第2号中「特地勤務手当」を「特地勤務手当(職員 の条例第13条の3、公立学校職員の条例第16条の3及び警察職員 の条例第13条の3に規定する特地勤務手当に準ずる手当を含 む。) 」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号 を加える。

(2) 職員の条例第9条の2、公立学校職員の条例第12条の2 及び警察職員の条例第9条の2に規定する初任給調整手当 当該手当の月額

附則

この規則は、平成30年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年2月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年高知県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正 する。

別表の表の部分を次のように改める。

職員の区分		1 項職員		0. 頂聯号	2. 花啦 是
期間の区分	1種	2種	3種	2 項職員	3 項職員
1年未満	円 414, 300	円 368, 400	円 308, 300	円 67, 500	円 50,000
1年以上2年未満	414, 300	368, 400	308, 300	67, 500	50, 000
2年以上3年未満	414, 300	368, 400	308, 300	67, 500	50, 000
3年以上4年未満	414, 300	368, 400	308, 300	67, 500	46, 000
4年以上5年未満	414, 300	368, 400	308, 300	67, 500	42,000
5年以上6年未満	414, 300	368, 400	308, 300	67, 500	38,000
6年以上7年未満	414, 300	368, 400	308, 300	65, 100	34, 000
7年以上8年未満	414, 300	368, 400	308, 300	62, 700	30,000
8年以上9年未満	414, 300	368, 400	308, 300	60, 300	26, 000
9年以上10年未満	414, 300	368, 400	308, 300	57, 900	22,000
10年以上11年未満	414, 300	368, 400	308, 300	55, 300	18, 000
11年以上12年未満	414, 300	368, 400	308, 300	52, 900	14, 000
12年以上13年未満	414, 300	368, 400	308, 300	50, 500	10,000
13年以上14年未満	414, 300	368, 400	308, 300	48, 100	6, 000
14年以上15年未満	414, 300	368, 400	308, 300	46, 100	3, 000

15年以上16年未満	414, 300	368, 400	308, 300	44, 300	
16年以上17年未満	409, 900	364, 400	305, 000	42, 500	
17年以上18年未満	405, 500	360, 400	301, 700	40, 800	
18年以上19年未満	401, 100	356, 400	298, 400	39, 100	
19年以上20年未満	396, 700	352, 400	295, 100	37, 300	
20年以上21年未満	392, 300	348, 400	291, 800	35, 600	
21年以上22年未満	372, 900	331, 500	278, 000	34, 500	
22年以上23年未満	353, 100	314, 300	264, 000	33, 400	
23年以上24年未満	333, 800	297, 600	250, 500	31, 800	
24年以上25年未満	314, 400	280, 700	236, 600	30, 700	
25年以上26年未満	294, 900	263, 800	222, 900	29, 500	
26年以上27年未満	272, 200	243, 000	205, 300	28, 400	
27年以上28年未満	250, 000	222, 600	188, 200	27, 300	
28年以上29年未満	227, 600	202, 200	170, 900	26, 000	
29年以上30年未満	204, 800	181, 400	153, 300	25, 200	
30年以上31年未満	180, 000	159, 500	135, 300	24, 200	
31年以上32年未満	155, 100	137, 600	117, 000	23, 000	
32年以上33年未満	130, 500	115, 900	99, 100	21, 300	
33年以上34年未満	92, 400	84, 000	73, 100	19, 500	
34年以上35年未満	57, 100	54, 200	48, 800	17, 400	

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規 ^{III}

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の98以上100分の160以下」を「100分の95.5以上100分の155以下」に、「100分の122以上100分の200以下」を「100分の119.5以上100分の195以下」に改め、同項第2号中「100分の87.5以上100分の98未満」を「100分の85以上100分の95.5未満」に、「100分の108.5以上100分の122未満」を「100分の106以上100分の119.5未満」に改め、同項第3号中「100分の77」を「100分の74.5」に、「100分の97」を「100分の94.5」に改め、同項第4号中「100分の77」を「100分の74.5」に、「100分の97」を「100分の94.5」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の42」を「6月に支給する場合においては100分の40.5」に、「100分の52」を「100分の50.5以上)、12月に支給する場合においては100分の41以上(特定幹部職員にあっては、100分の51」に改め、同項第2号中「100分の38.5」を「6月に支給する場合においては100分の37」に、「100分の48.5」を「100分の47)、12月に支給する場合においては100分の37.5(特定幹部職員にあっては、100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の38.5」を「6月に支給する場合においては100分の37」に、「100分の48.5」を「100分の47未満)、12月に支給する場合においては100分の37.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の47.5」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県 企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知 県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第 8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年2月27日

高知県公営企業局長 井奥 和男

1 落札に係る購入物品の名称及び数量